

以下、人材紹介基本契約書の一部を抜粋

第6条（返戻金）

- 1 甲 は、人材紹介により採用した採用者が、入職後3ヵ月以内に採用者の自己都合で退職または採用者を自己の責に帰すべき事由で解雇した場合、乙に返戻金を請求できる。
- 2 返戻金は、第4条で記す紹介手数料の20%とする。